すべての保護者の方へ

不登校児童生徒サポートリーフレット

Ver. I

このサポートリーフレットは、すべての子どもたちとそばで寄り添う すべての保護者の方へ相談先などについてご紹介するものです。

久留米市不登校対応の3つの基本認識







久留米市不登校対応の3つの基本姿勢

- ○子どもが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めます
- ○子どもが自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することをめざします
- ○大人の見立てによる対策から、子どもの声による支援に転換します





久留米市では、

「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の充実に向けた取組を進めています。

学校内における支援【相談体制】



少しでも不安があるときは、遠慮なく 学校や教育委員会にご相談ください。

不登校等の相談について



学校の誰に、どのように相談したらいいの?



<u>*一番話しやすい先生</u>に、自分の子どもが学校に 行けない(行き渋る)ことなどを、話してみてください。

※担任をはじめ、保健室の先生、学年の先生、教頭先生、校長先生、支援員など



先生にも相談したけど、他に相談したり、 話を聞いたりしてくれる人はいるのかな?



学校には、不登校に関して以下の<u>専門家</u>がいます。 学校の先生に、「スクールカウンセラーまたはスクールソー シャルワーカーに相談をしたいのですが」と声をかけてみ てください。

スクールカウンセラー

- ・心の専門家。学校に月数回、配置
- ・子ども、保護者にカウンセリングを行います。また、子どもと保護者と一緒にカウンセリングを 行うこともできます。

スクールソーシャルワーカー

- ・福祉の専門家。
- ・学校、関係機関等(医療、福祉機関等)の橋渡しを行ったり、自宅に訪問して相談を行ったりします。



他にも、久留米市教育委員会に<u>教育相談員</u>がおります。 遠慮なく、お電話または、市役所へおこしください。

> 久留米市教育委員会 (市役所 I 7F)

教育相談員

- ・いじめ、不登校などの相談
- ·平日9:00~17:00
- (土日祝日・年末年始を除く)
- ·Tel:0942-30-9216
- ·E-mail:gakkyo@city.kurume.lg.jp





学校内における支援【居場所づくり・学習支援】

教室以外の居場所について



学校に行けない(行き渋る)または、教室になかなか 入れない時は、どんなところで過ごせるの?



小・中学校には、校内に以下のような<u>居場所</u>等があります。 学校の先生に、「教室以外の居場所の利用や学習の支援 について相談したい」と声をかけてみてください。



小学校

多くの小学校に「**児童支援サポーター**」を配置しています。 サポーターは、行き渋りや不登校の子どもの支援を行っています。 また、居場所をつくり、そこで学習支援等を行っている学校もあります。 ※各学校におけるサポーターの配置や支援内容については、在籍校に確認してみてください。



中学校

教室とは別に、少人数で過ごせる「校内教育支援教室」を市内全中学校に設置しています。支援員が常駐し、学習支援、教育相談、体験活動等を行っています。



NEWS



高校生活を楽しんでいる先輩 たちの声も直接きけるっぱ!

久留米市では、年2回「**定時制・通信制高校等説明会**」を実施し、<u>自らのキャリアについて</u>考えたり、進路選択の幅を広げたりする機会としております。開催前にお知らせいたします。 ※例年10校以上の通信制・定時制の高校が参加

定時制・通信制高校等説明会の様子



学校外における支援

学校以外の居場所について



子どもが学校に行けない(行き渋る)ときは、どうしたらいいの? また、学校以外にも居場所はあるの?



久留米市には、<u>校外教育支援教室「らるご久留米」</u>があります。 学校の先生に「らるごの見学や利用について相談したいのですが」 と声をかけてみてください。



らるご久留米 (久留米市野中町)

不登校の子どもに寄り添い、「心の安定」などに努め、支援員に よる学習支援や通級生との体験活動を通して、社会的な自立を支 援する教室です。









校外教育支援教室「らるご久留米」の他にも、久留米市や 福岡県内にはフリースクールなどの居場所があります。



学校の他にも、相談するところはないの?





左の二次元コードに、アクセスすると久留米市の「不登校 児童生徒へのサポート」のホームページにリンクします。 リンク先には、親の会、フリースクール、主任児童委員など の**関係機関等を紹介**しています。

不登校支援に係る法令及び久留米市不登校対応方針

<u>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の</u>機会の確保等に関する法律

⇒不登校児童生徒等への支援についての法律です!





<u>久留米市不登校対応方針</u>

⇒不登校経験者等の声を大切にしながら、不登校対応を 進める上での基本方針をまとめたものです!



【不登校児童生徒サポートリーフレット Ver. I】令和7年3月作成 久留米市教育委員会